

11月は児童虐待防止推進月間です

「しつけ」と称した「体罰」がエスカレートした結果、重大な児童虐待事件を引き起こす痛ましいニュースが後を絶ちません。

本市では、市民一丸となって、児童虐待のない子どもの安全と健やかな成長が守られる社会をつくるために、「北九州市子どもを虐待から守る条例」を施行しました。

令和2年4月から、子どもへの体罰は法律で禁止されています。子どもの権利を守り、体罰などによらない子育てを広げ、虐待のない社会を実現していきましょう。

「しつけ」と「体罰」の違い

「しつけ」とは、子どもの人格や才能などを伸ばし、自律した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。たとえ「しつけ」のためだと保護者が思っても、子どもの身体に何らかの苦痛を引き起こしたり、不快感を意図的にもたらす行為は、どんなに軽いものであっても「体罰」です。

▲体罰の具体例

- 何度も言葉で注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- いたずらをしたので、長時間正座させた
- 宿題をしなかったので夕食を与えなかった



体罰以外にも、衣食住の世話をしないなど保護の怠慢や拒否(ネグレクト)、著しい暴言は虐待として禁止されています。また、子どもをけなしたり、辱めたり、笑いのものにするような言動も子どもの心を傷つける行為で、子どもの権利を侵害します。

なぜ、「体罰」などをしてはいけないのか

体罰などが繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響を及ぼす可能性が、科学的にも明らかになっています。

「体罰」などによらない子育てとは

- ① 子どもの関わり方の工夫
- 子どもの気持ちや考えに耳を傾ける
- 子どもが言うことを聞かない理由を考えてみる



- 肯定文でわかりやすく伝え、時には保護者自身が手本となる
- 良いこと、できていることを具体的に褒める など

② 保護者自身の工夫

- ストレスや否定的な感情に気付き、認め、原因を振り返る。
- 深呼吸をしたり、ゆつくりと5秒数えたり、窓を開けて風に当たったりして気持ちを落ち着かせ、気分転換をする。
- 時には、保護者自身が休む。
- 上手くいかないときは、周囲の力を借りると解決することも。勇気を出して、SOSを出す。

子育ては、いろいろな人の力と共に

子育てを頑張るのは、とても大変なことです。保護者だけで抱えるのではなく、少しでも困ったことがあれば、まずは、お住まいの区役所保健福祉課「子ども・家庭相談」コーナーに相談を。



虐待かもと思ったら
児童相談所
虐待対応ダイヤル
(通話料無料)
189
※匿名でも構いません。

児童虐待問題連続講座

11月30日(月)13時30分～16時30分、戸畑市民会館(戸畑駅前、ウエルとばた3階)で。定先着300人。☎・☑あり。

「講座内容」

Ⅱ 児童福祉法等の改正による体罰の禁止について
Ⅱ 講師は、子ども家庭局子育て支援課主幹・江副久美子。

「過去は取り戻せるのか」逆境的小児期体験の科学
Ⅱ 講師は、八幡病院統括部長・小児総合医療センター長・神園淳司。

「子どもの心の声を聴く」子どもアドボカシー入門
Ⅱ 講師は、熊本学園大学教授堀正嗣さん。

☎ 11月4日から☑先へ。聴覚障害者は☑も可。

☎ 北九州市社会福祉研修所 ☎873-7655 ☑873-7656
担 子ども家庭局子育て支援課 ☎582-2410

若者ワークプラザの新しい就活支援メニューの活用を

若者ワークプラザ北九州は、コロナ禍における就職活動への支援メニューを充実させ、利用しやすいよう相談時間も延長しています。

支援メニュー例

- WEB面接用の機材の貸し出しや場所の提供
- 求職者向けWEB面接セミナーの開催
- 就職氷河期世代就業支援
- 伴走型の正社員就職支援
- 「フォークリフト免許」など、資格取得支援の拡充

若者ワークプラザの講座

① WEB面接(実践編)

面接時の注意点やビデオ会議アプリ「Zoom」の利用方法など。11月7日(土)13～15時、若者ワークプラザ北九州で。定4人。

② なるほど！労働法と社会保険「働く上での基本ルール」

11月13日(金)10時15分～12時、若者ワークプラザ北九州・黒崎で。定12人。

☎ 共通 対おおむね40歳までの求職者・学生。☎電話で各開催日の前日までに①は若者ワークプラザ北九州、②は若者ワークプラザ北九州・黒崎へ。

☎ 若者ワークプラザ北九州(小倉駅北側、AIMビル2階)
☎531-4510
月～土曜日(祝・休日、年末年始は除く)の
10～18時(予約制で月～土曜日の18～19時と
第1・3日曜日の11～15時も開館)

☎ 若者ワークプラザ北九州・黒崎(黒崎駅西側、コムシティ2階)
☎631-0020
月～土曜日(祝・休日、年末年始は除く)の
10～19時(予約制で第4日曜日の11～15時も開館)



「働き方改革」進んでいますか？

昨年4月から「働き方改革」に関する法律が順次施行されています。上の年次有給休暇が付与される。改革の大きなポイントは次の3点です。

時間外労働の上限を規制

昨年4月1日施行(中小企業は今年4月1日から)。時間外労働の上限は原則月45時間、年360時間、臨時な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働を含む)、複数月平均80時間(休日労働を含む)を限度に設定する必要があります。

時間外労働の上限を規制

昨年4月1日施行(中小企業は今年4月1日から)。同一企業内に来年4月1日から。同一企業内に来年4月1日から。同一企業内に

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の禁止

昨年4月1日施行(中小企業は今年4月1日から)。同一企業内に来年4月1日から。同一企業内に

働き方改革についての相談窓口(事業者向け)
☎ 福岡働き方改革推進支援センター
☎0800-888-1699
担 産業経済局雇用政策課 ☎582-2419